

私有林整備

◆民有林育成促進対策事業

占冠村森林整備計画に基づき、森林整備を行う小規模の森林所有者および森林組合に対し、森林整備に係る実行経費の補助残2分の1以内を助成するもの。

▶ 決算額：【R2】798千円、【R3】693千円、【R4】695千円  
【R5】545千円（予定）

◆作業道の整備補修事業

計画的な森林整備を実施するため、作業道の補修を行うもの。  
(R6実施予定)



◆地域林業振興事業

森林施業プランナーが集約化した施業予定地内(おおむね15ha以上)において、高性能林業機械を活用した皆伐作業を主体として複数の保育作業(公共対象外の根踏み、下枝落とし、除伐)を組み合わせる事業者に対し、実行経費の一部を補助するもの。



▶ 決算額：【R4】863千円、【R5】0円（予定）

◆公有林整備事業

植栽苗木が枯死した被害地について、改植を実施することにより更新を図るもの。(R6実施予定)

担い手確保

◆林業労働者退職金共済制度補助事業

村に住所を有する林業従事者を雇用する事業者に対し、林業労働者退職金共済制度(林退共)の掛け金における事業主負担分の2分の1を補助することにより、事業主の負担軽減と林業労働者の福祉向上を図るもの。

▶ 決算額：【R2】415千円、【R3】465千円、【R4】438千円  
【R5】491千円（予定）

◆北海道林業・木材産業人材育成支援協議会賛助金

道立北の森づくり専門学院生の就学支援等の人材育成に取り組む同協議会に加入し、財政支援(賛助金)を行うもの。

▶ 決算額：【R2】50千円、【R3】50千円、【R4】50千円  
【R5】50千円（予定）

◆林業労働安全推進事業

一定の要件を満たす林業就業者を雇用した事業者に対し、安全装備品の購入および蜂毒アレルギー防止対策(エピペン処方)に係る費用の一部を補助するもの。



▶ 決算額：【R4】140千円、【R5】164千円（予定）

基金積立

◆森林環境譲与税基金積立

森林整備事業などの実施費用に充当するため、基金の積み立てを行うもの。

▶ 決算額：【R1】2,352千円、【R2】5,000千円  
【R3】5,092千円、【R4】6,000千円  
【R5】6,000千円（予定）

木質バイオマス利用促進

◆木質バイオマスエネルギー導入促進事業

豊富な森林資源を再生可能エネルギーとする木質バイオマスの利活用を促進し、「ゼロ・カーボン北海道」の構築と地域経済の活性化を図ることを目的に、「薪ストーブ」「薪ボイラー」の購入や設置のほか、その燃料である「薪」の購入に対して費用の一部を補助するもの。



▶ 決算額：【R2】377千円、【R3】346千円  
【R4】1,245千円、【R5】369千円（予定）



森林環境譲与税の活用状況

豊かな森林を次世代につなぐために

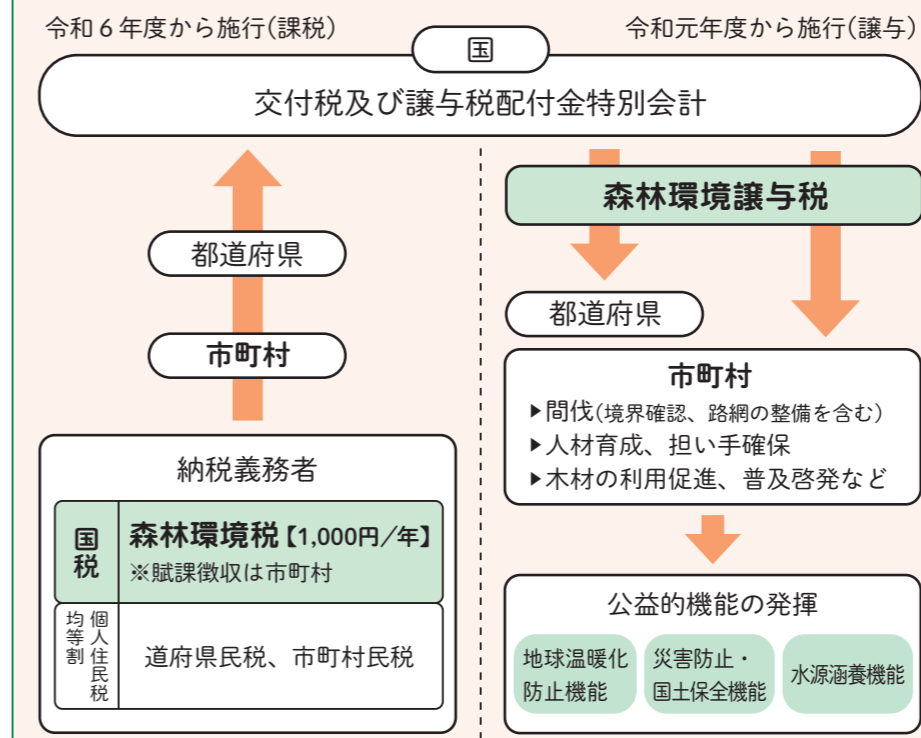
総面積の約9割を森林が占める占冠村。豊富な森林資源を有するこの村では、古くから林業が基幹産業の一翼を担っており、地域の発展に大きく関わってきました。

森林には、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や、土砂崩れなど自然災害の防止、水資源の貯蓄・浄水、木材をはじめとする林産物の供給など、私たちの生活を支えるさまざまな役割があります。

このような森林の役割が将来にわたって健やかに発揮されるようにと、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年3月に成立し、これに基づき「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されました。

市町村や都道府県は、森林環境譲与税を有効に活用しながら、適切な森林整備やその促進につながる取り組みを実施しています。

森林環境税・森林環境譲与税の仕組み



森林環境税と森林環境譲与税

森林環境税

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して令和6年度から課税される国税です。市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。

森林環境譲与税

森林環境譲与税は、市町村による森林の整備やその促進に関する事業に充てられる財源です。都道府県は市町村の支援を行うこととされています。令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による基準で按分して譲与されています。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境譲与税の用途を村のホームページにて公表しています。



村ホームページ